

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には

令和4年9月中旬以降、順次広域連合から申請書を郵送する予定です

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは **絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは **絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。

書類は必ず
郵送で
お届けします



医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター 0570-080-280

開設期間 令和4年3月1日から令和4年3月31日(終了日は予定) ※平日8:30~17:15

・窓口負担割合に関すること 資格保険料課 : 043-308-6768 ※平日8:30~17:15

・配慮措置に関すること 給付管理課 : 043-216-5013 ※平日8:30~17:15

または、市区町村の「後期高齢者担当窓口」までお問い合わせください。

また、今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、

後期高齢者窓口負担割合コールセンター 0120-002-719

開設期間 令和4年1月4日から令和4年3月31日(終了日は予定) ※月~土曜日 9:00~18:00

にお問い合わせください。